告 示

埼玉県告示第八百三十八号

第十 都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 七条第一項の規定により、 都市計画の変更の 第二十一条第二項にお 案を次のとおり縦覧に供する。 V て準用する同 法

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画道路三・四・四号生出塚新御成橋線

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

鴻巣市滝馬室字中閭、 字上 間、 字下之谷、 字上耕地及び字川 通 \mathcal{O} 各

部

削除する土地の区域

口

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都 市 整備部 都 市計画 課、 埼玉県北本県土整備事務 所、 鴻巣市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

令和七年十月三十一日から令和七年十一月十四日まで